

大学の研究成果を競争力強化につなげるために

荒井寿光
山本貴史
渡部俊也

学者は、国際競争が激化しているため、一刻も早く論文を発表したい！
一方、iPS細胞のように、研究成果は特許にしなければ実用化しない！
この二つの要請にこたえるため、次の提案をします。

提案1. 論文仮出願制度を作る

論文で仮出願することを認め、1年以内に本出願に切りかえる。

これにより早期に論文発表が出来、また出願日も確保される。

提案2. 発明の新規性喪失の例外規定を大幅に緩和する

現在、新規性喪失の例外として特許庁指定の学会での発表から6ヶ月の猶予期間以内に、特許出願することは可能。特許庁が学会を指定することをやめ、すべての学会発表について猶予期間（グレース・ピリオド）を認める。同時に期間を1年に延長する。

- ① 二つの制度が整備されているアメリカに比べ、**日本の学者は不利。**
- ② 仮出願制度が認められて**論文が早く発表されることは、社会にとって良いこと。**
逆にこれらの改正で、マイナスの影響を受ける人はいない。（大学・特許庁・産業界・弁理士など）
- ③ これらの改正を、アメリカの先願主義移行への取引材料にするとか、ヨーロッパは日本よりグレース・ピリオドが厳格なので日米欧間で調和すべきとの**国際交渉を優先すべきとの意見が、10年以上前からあるが、いまだ実現しておらず、目途も立っていない。**
このため、まずは日本の学者の不利な状態を直すことが、日本の国益。
- ④ 特許出願の前に論文を発表することは、追随する研究や出願を誘発するので、論文発表と特許の出願戦略を、しっかり立てることが必要。